（申請書の添付書類）

第九条　令第二十七条第一項の内閣府令で定める添付書類は、次に掲げるものとする。

［一～三　略］

四　当該区域内における特定経済金融活性化事業に係る施設の床面積を記載した施設の図面

（事業の開始等の届出）

第十条　令第二十七条第二項の規定による届出をしようとする認定法人（法第五十六条第二項に規定する認定法人をいう。以下同じ。）は、認定特定経済金融活性化事業（法第五十六条第二項に規定する認定特定経済金融活性化事業をいう。以下この項並びに第十二条第一項及び第二項において同じ。）を開始しようとする場合にあっては開始の年月日を、認定特定経済金融活性化事業を休止しようとする場合にあっては休止の期間及び理由を、認定特定経済金融活性化事業を廃止しようとする場合にあっては廃止の年月日及び理由を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

２　前項の認定法人は、同項の届出書に記載した事項に変更がある場合には、遅滞なくその旨を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

（本店又は主たる事務所の所在地に変更があったとき等の届出）

第十一条　令第二十七条第三項の規定による届出をしようとする認定法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

一　当該認定法人の本店又は主たる事務所の所在地に変更があったときに該当する場合　次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

二　当該認定法人の常時使用する従業員の数が五人に満たなくなったときに該当する場合　当該認定法人の常時使用する従業員の数が五人に満たなくなった年月日及び理由

三　［略］

（報告書の提出時期及び手続）

第十二条　法第五十六条第二項の規定による報告は、事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した実施状況報告書を提出して行うものとする。

一　前事業年度の認定特定経済金融活性化事業の実施状況

二　前事業年度の収支決算

２　沖縄県知事は、前項の実施状況報告書に関し、認定特定経済金融活性化事業を適正に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、認定法人に対して、当該認定特定経済金融活性化事業を適正に実施していると認定したこと及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

３　沖縄県知事は、前項の認定をしないときは、認定法人に対して、その旨及びその理由を通知するものとする。

（法第五十七条の二第一項の指定会社の要件）

第十三条　法第五十七条の二第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　認定法人であること。

［二～五　略］

（申請書の添付書類）

第五条　令第二十七条第一項の内閣府令で定める添付書類は、次に掲げるものとする。

［一～三　同上］

四　当該区域内における認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業に係る施設の床面積を記載した施設の図面

（事業の開始等の届出）

第六条　令第二十七条第二項の規定による届出をしようとする事業認定を受けた法人は、事業を開始しようとする場合にあっては開始の年月日を、事業を休止しようとする場合にあっては休止の期間及び理由を、事業を廃止しようとする場合にあっては廃止の年月日及び理由を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

２　前項の事業認定を受けた法人は、同項の届出書に記載した事項に変更がある場合には、遅滞なくその旨を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

（本店又は主たる事務所の所在地に変更があったとき等の届出）

第七条　令第二十七条第三項の規定による届出をしようとする事業認定を受けた法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

一　当該法人の本店又は主たる事務所の所在地に変更があったときに該当する場合　次に掲げる事項

［イ・ロ　同上］

二　当該法人の常時使用する従業員の数が五人に満たなくなったときに該当する場合　当該法人の常時使用する従業員の数が五人に満たなくなった年月日及び理由

三　［同上］

［条を加える。］

（法第五十七条の二第一項の指定会社の要件）

第八条　法第五十七条の二第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　法第五十六条第一項の認定を受けた法人であること。

［二～五　同上］